

救急救命士制度の充実を求める件

救急救命士制度は、平成3年に救急救命士法が制定されて以来、国民生活に深く定着しており、重度傷病者を医療機関に搬送するまでの間に、医師の指示のもと、気道の確保や心拍の回復の処置を行い、救命効果の向上に大きく貢献しているところでもあります。

こうしたなかで、医師のみに認められている気管挿管が救急救命士によって行われた事例が判明し、救急現場における救命処置と法律の遵守との関係で議論が起きています。

救急救命士制度は、導入以来10年程が経過し、さらなる充実が求められており、心肺機能停止状態での救急患者のより一層の救命効果を高めるためには、「医師の具体的指示なしによる早期除細動」「気道確保手段としての気管挿管」「心拍再開に効果のある薬剤の使用」等救急現場において緊急に対応することが求められるため、救急救命の現場に即した救急救命士の処置範囲の拡大を早期に実現すべきと考えます。

よって、国会及び政府におかれては、救命の視点に立った救急救命士関係法令の改正や医療機関との連携による地域のメディカルコントロール体制の構築等救急救命士制度の充実を図ることについて、迅速かつ適切な対応をとるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成14年6月7日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

様

仙台市議会議長 村上隆志